

令和4年度 第2回三朝町総合教育会議日程

日 時 令和5年2月27日(月)

午前9時

場 所 三朝町総合文化ホール 国際交流室

1 開 会

2 挨拶

三朝町長 松浦 弘幸
三朝町教育長 西田 寛司

3 議事録署名委員の指名

4 協議事項 (1) ICTの活用について
(2) その他

5 報告事項 (1) 部活動の地域移行について
(2) いじめ問題について
(3) その他

6 そ の 他

7 閉 会

**ICTを活用したとっとり授業改革推進事業 研究発表会
開催要項**

1 ねらい

GIGAスクール構想に係る新しい「とっどりの学び」の実現に向け、ICTを活用した授業を公開することを通し、今後の県内の各学校におけるICT活用教育のさらなる充実を図る。

2 日 時

令和4年11月24日（木） 午後1時30分から午後16時50分まで

3 会 場

【授業公開】三朝町立三朝小学校、三朝町立三朝中学校

【実践発表・講演会】三朝町総合文化ホール

4 日 程

時 間	内 容
13:00～13:30	受付（各学校）
13:30～14:20	公開授業：三朝小学校（13:30～14:15） 三朝中学校（13:30～14:20）
14:15～14:45	休憩・移動
14:45～15:50	実践発表
15:55～16:45	指導助言および講演会 鳥取県 ICT 活用教育アドバイザー 西田 光昭 氏
16:45～16:50	諸連絡・閉会

5 対象者

- ・小・中・義務教育学校教職員
- ・各市町村（学校組合）教育委員会指導主事等及びICT支援員

6 申込方法【締切：令和〇年〇月〇日（〇）】

- ・右記QRコードからGoogle Formsでお申込ください。

申込URL：

- ※「公開授業のみ」、「公開授業、指導助言及び研修会」の参加の仕方が選択できます。オンラインで参加の場合は、協議には参加できません。

県教育委員会
が申込 QR コ
ードを作成し
ます

7 その他

- ・新型コロナウイルス感染症感染予防のため、マスク着用にてご参加ください。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等により、内容の変更、中止等もあり得ま

す。その場合は、連絡いたします。

【授業者一覧】

○三朝町立三朝小学校（13：30～14：15）

クラス	教科	授業者	単元名
3年B組	社会	川本 隆之	くらしを守る 火事からくらしをまもる
4年A組	総合	山根 伶香	みんながくらしやすい町に 車いす
5年A組 5年B組	体育	江本 大希 山本 和哉	みんなでトライ！！（タグラグビー）
6年A組	総合	眞山 貴彰	Self driving ～誰もが住みよい社会～

○三朝町立三朝中学校（13：30～14：20）

クラス	教科	授業者	単元名
1年1組	英語	門脇 陶子	Our Project 2 この人を知っていますか
1年2組 1年B組	美術	小松亜希恵	鉛筆で描く「トリックアートに挑戦しよう」
1年A組 2年A組	国語	矢田麻古人 山根 彰仁	伝統文化に親しむ
2年1組	理科	竹本 佳紀	電流とその利用
2年2組	社会	宍戸 聖人	関東地方
3年1組	体育	竹本 翔一	器械運動（マット運動）
3年2組	数学	早田 晶	図形と相似

【実践発表】（14：45～15：50）

学校名	発表テーマ	発表者
三朝町立三朝小学校	2年間の取組と成果	研究主任 澁谷 雄志
三朝町立三朝中学校	2年間の挑戦	情報教育主任 竹本 佳紀 GIGA スクール担当 小松亜希恵 生徒会担当 竹本 翔一

4年A組 総合的な学習の時間学習指導案

三朝町立三朝小学校
指導者 山根 伶香
場所 4年A組教室

1 単元名 みんながくらしやすい町に

2 本時の学習

(1)目標

写真を整理し、車椅子を使う人の視点で話し合うことで、バリアやバリアフリーについて自分の考えをもつことができる。(思考力・判断力・表現力等)

(2)評価規準

十分満足できる	概ね満足できる	支援を要する児童生徒への手立て
写真をもとに車椅子を使う人の視点で見たバリアやバリアフリーについて根拠を示しながら、伝え合っている。	写真をもとに車椅子を使う人の視点で見たバリアやバリアフリーについて自分の考えをもっている。	写真の一部を拡大して着目させたり、複数の写真を比較させたりする。

(3)ICT活用のポイント

- ・タブレットを用いて、自分たちの身の回りのバリアやバリアフリーを撮影することを通して、情報収集する力を高める。
- ・撮影してきた写真をロイロノートで整理することを通して、もっと広い視野で車椅子視点で見たバリアやバリアフリーについて考える。
- ・タブレットを用いることで、根拠を示しながら伝え合う。

(4)学習過程

学習活動	教師の働きかけ(○)や評価(☆)	ICT活用
1 めあてを確認する。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 車椅子を使う人にとってのバリアやバリアフリーについて考えよう。 </div>	・週末に身の回りのバリアとバリアフリーを撮影している。(B5)
2 写真を整理する。 ・家 ・公共施設 ・店 ・道路	○バリアとバリアフリーに分けて整理させる。 ・班で相談しながら進めるように助言する。 ・教師が撮ってきた写真も各班に配布する。	・ロイロノートの共有を使って作業を行う。(C2)
3 話し合う。 ・班 ・全体で	○整理した写真をもとに、思ったことや考えたことなどを話し合わせる。 ☆写真をもとに車椅子を使う人の視点で見たバリアやバリアフリーについて自分の考えをもっている。	・画面ミラーリングを行い、話し合ったことを発表する。(C1)

<p>4 まとめる。</p> <p>5次時の見通しをもつ。</p>	<p>(行動観察)</p> <p>○話し合って気づいたことや考えたことをまとめるように促す。</p>	<p>・ロイロノートに考えをまとめ、提出する。</p>
-----------------------------------	--	-----------------------------

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、**速やかに部活動改革に取り組み必要**。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
 - 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「**運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン**」及び「**文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン**」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、**新たな地域クラブ活動を整備するための必要な対応について、国の考え方を提示**。
 - 部活動の地域移行に当たっては、「**地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる**。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、**地域の持続可能な多様な環境を一体的に整備**。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、**体験格差を解消することが重要**。
- ※Ⅰは中学生を主な対象とし、**高校生も原則適用**。Ⅱ～Ⅳは**公立中学校の生徒**を主な対象とし、**高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい**。

Ⅰ 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・**教師の部活動への関与**について、法令等に基づき**業務改善や勤務管理**
- ・**部活動指導員**や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・**週当たり2日以上**の**休養日**の設定(平日1日、週末1日)
- ・部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、**学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める**

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・**地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会**などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、**都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業**
- ・競技志向の活動だけでなく、**複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラム**の確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として**1日の休養日**を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・**困窮家庭への支援**

Ⅲ 学校部活動の地域連携や

地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・**まずは休日**における地域の環境の整備を着実に推進
- ・**平日の環境整備はできるところから取り組み**、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、**段階的な体制の整備を進める**
- ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保

- ・**令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間**として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて**可能な限り早期の実現を目指す**
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者の二一ズ等に
応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、**地域クラブ活動の会員等も参加できるように見直し**
- ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
できるだけ**教師が引率しない体制の整備**、運営に係る適正な人員確保
- ・**全国大会の在り方の見直し**(開催回数¹の精選、複数の活動を経験したい
生徒等の二一ズに対応した機会を設ける等)

公立中学校等における部活動改革に係る鳥取県の対応について

1 鳥取県の検討状況

令和4年8月24日 鳥取県運動部活動在り方検討会

令和4年9月22日 運動部活動の地域移行に係る検討状況説明会

2 鳥取県の方向性

- (1) 可能なところから休日の運動部活動を段階的に地域での活動に移行していく。
- (2) 休日の地域での指導を希望する教員は、地域スポーツ団体に属する指導者又は指導を派遣する団体に登録し、派遣先からの要請に基づき指導にあたる。
- (3) 学校の部活動として継続する場合、指導時間は「勤務時間の上限に関する方針」の範囲内とする。
- (4) 平日の地域への移行については、進捗状況や国の動向を踏まえた上で、改めて方針を検討する。
- (5) 単に地域での活動に移行するのではなく、新たに地域に整備し充実を図ることを目的として進める。

3 地域における新たなスポーツ環境の構築のスケジュール

- (1) 令和5年度から7年度を「改革集中期間」と位置付ける。
- (2) 各市町は、域内の関係者による検討会を設置する。

4 地域におけるスポーツ指導者の質・量の確保方策

- (1) 県スポーツ協会と県において、指導を望む教職員を指導者として登録・管理し、派遣を行うシステムを構築する。
- (2) 地域スポーツ団体の指導者に後任スポーツ指導者資格の取得を義務づける。
- (3) 現在、部活動指導員や外部指導者を配置している部については、休日の地域スポーツ団体の指導者としての協力を検討する。

5 地域におけるスポーツ施設及び用具の確保方策

- (1) 地域移行の一環として、地域スポーツ団体等が学校施設等を利用する場合は、一般の学校開放の利用団体より優先して利用することができることとする。
- (2) 地域移行の一環として、中学生のスポーツ活動を行う地域スポーツ団体については、部活動で使用している用具を使用することについて市町村で検討する。

6 大会の在り方、引率や運営に係る教員の負担軽減

- (1) 地域スポーツ団体の大会への参加の可否は、鳥取県中学校体育連盟が判断する。
- (2) 地域スポーツ団体で活動しており、学校に部がない場合は、中学校体育連盟主催の大会への参加は、学校としての出場ではなく、地域クラブ単体の出場とし、引率等についても地域スポーツ団体で行うこととする。ただし、学校長が学校代表としての出場を認める場合は、この限りではない。
- (3) 地域スポーツ団体で活動しており、学校に部がない場合は、中学校体育連盟主催の大会役員を学校として出すことはせず、地域スポーツ団体から大会役員を出すこととする。
- (4) 地域スポーツ団体と部活動の両方で活動している生徒の大会への参加については、参加する生徒が選択するものとする。ただし、選択したものを途中で変更することはできない。

7 地域スポーツにおける保険及び会費等の在り方

- (1) 地域スポーツ団体等の活動は、学校教育活動としての部活動ではないため、スポーツ振興センターの災害給付制度の対象とならない。怪我や事故等の発生への対応のため、スポーツ安全保険等傷害保険へ必ず加入すること。

- (2) 保険料については、原則、受益者負担とする。ただし、経済的に困窮している家庭への支援は、市町村で検討すること。なお、市町村が補助する場合は、県としても経費の一部を補助する方向で検討する。
- (3) 指導者の謝金については、原則、受益者負担とするが、当面の間、市町村において支援策（謝金の一部補助等）を検討する。
- (4) 合同部活動の実施や地域で対応することができない競技種目に参加する場合で、活動場所が遠方となり、保護者による送迎が困難な生徒への支援については、生徒の安全面と機会確保のため、市町村において支援策（スクールバス等の運用）を検討する。

8 高校入試

- (1) 中学校においては、部活動と地域スポーツ団体での活動の両方について生徒の活動状況の把握に努める。
- (2) 入試における、部活動の代わりに地域スポーツ団体での活動を行っている生徒の活動の記録等の調査書等への記入については、今後、県教育委員会において取扱い及び記入について検討し示すこととする。

9 その他

- (1) 部活動の加入については、強制加入としない。
- (2) 部活動の設置は任意とし、学校長の判断で設置しない場合もあることとする。
- (3) 県において、外部指導者の単独指導について検討する。
- (4) 合同部活動として実施する場合は、当該学校の校長の許可を得た上で判断し、その活動は、部活動として位置づけて行うこととする。拠点とならない学校の顧問の引率は不要とする。

10 鳥取県地域移行スケジュール（案）

年月	県教委及びスポーツ課	市町村及び中体連
令和4年9月	○県中学校長会への説明会	○地教委への検討状況説明会
令和4年10月	○地域移行スケジュールの周知 ○教職員、生徒、保護者アンケートの実施	○地域移行協議会の設置及び開催
令和4年11月	○第5回検討会	○中体連において、令和5年度参加要件を加盟校に通知
令和5年2月	○兼職兼業の取扱いを学校へ通知	
令和5年4月		○兼職兼業の取扱い運用開始 ○地域移行が可能な部において、地域での活動を開始

いじめ防止対策推進法（概要）

第一章 総則

1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

第二章 いじめ防止基本方針等

1 国、地方公共団体及び学校の各主体は、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）を定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

第三章 基本的施策 / 第四章 いじめの防止等に関する措置

1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動等について定めること。

2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。

3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、①いじめの事実確認と設置者への結果報告、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの警察との連携について定めること。

4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

第五章 重大事態への対処

1 学校の設置者又は学校は、重大事態（※）に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

（※）

- 一 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 学校の設置者又は学校は、1の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。

3 学校は、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長等（※）に報告、地方公共団体の長等は、必要と認めるときは、1の調査の再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとする。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

第六章 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

三朝町いじめの防止等のための基本的な方針

平成26年6月18日公表

はじめに

いじめが全国的に大きな社会問題となる中、平成25年6月にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が制定され、同年9月28日に施行されました。

本町では、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向け、これまで「三朝町いじめ対策指針」の策定、心理検査の実施などの様々な対策を講じてきましたが、この度の法の制定を契機により一層の充実を図っていきます。

この三朝町いじめの防止等のための基本的な方針（以下「町方針」という。）は、三朝町内の全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組む中で、学びの質を高めながら心豊かに成長していくことができるよう、国、県、学校、家庭、地域社会その他の関係者の連携の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものです。

I いじめの定義

いじめは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。（法第2条第1項）

II いじめに対する基本的な認識

- 1 いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重要な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。
- 2 いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為です。
- 3 いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる可能性のあるものです。
- 4 いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、児童生徒のいじめ問題に対する理解を深めることが大切です。
- 5 いじめの防止や解決は、学校だけではなく、児童生徒、家庭、地域、関係機関等がそれぞれの立場からその責務を果たし連携して取り組むことが大切です。
- 6 子ども社会の問題は大人社会の問題の反映とも言われます。いじめの問題もこの例外ではなく、大人たちが「心豊かで安全・安心な社会をつくる」という認識の共有が不可欠です。

III いじめの防止等に関する方針等

1 三朝町における取組

- (1) いじめの防止等のための対策を、三朝町教育事業計画の主要課題に位置づけ、着実に取り組むとともに、機能しているかを点検し、必要に応じて見直します（PDCAサイクル）。
- (2) 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の一層の充実を図ります。

- (法第15条第1項)
- (3) 児童生徒が自主的に行ういじめの防止等に資する活動を支援します。(法第15条第2項)
 - (4) いじめの防止等のための対策に関する教職員の資質の向上を図るため、研修を計画的に実施します。(法第18条第2項)
 - (5) インターネット等を通じて行われるいじめの防止等のための対策の一層の推進を図ります。(法第19条)
 - (6) いじめの防止等に関する調査研究を行うとともに、その成果を普及します。(法第20条)
 - (7) いじめが子どもたちの心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談・救済制度等についての広報や啓発を行います。(法第21条)

2 学校における取組

- (1) 児童生徒が、友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全な学校生活を送り、規律正しい態度で主体的に活動できることがいじめ防止の基本であると考え、魅力ある学校づくりに努めます。
- (2) 各学校において、「三朝町立〇〇学校いじめ防止基本方針」を策定し、年間を通じた総合的ないじめの防止等のための計画案を作成し、いじめ防止に向けた取組の一層の充実を図ります。その際は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」、町方針を参酌します。(法第13条)
- (3) 個々の教職員が抱え込まず組織で対応できるよう、各学校に設置する「校内いじめ対策委員会」等を中心に、学校をあげていじめの防止等に取り組みます。(法第22条)
- (4) 「三朝町立〇〇学校いじめ防止基本方針」等いじめの防止等に関する方針を、児童生徒、保護者、地域等に説明します。(法第15条第2項)
- (5) いじめに直面したときに、適切な行動ができる児童生徒の育成をめざします。
- (6) 児童生徒自らが、いじめの問題性に気づき、考え、防止に向けて行動を起こせるような自主的な取組を推進します。(法第15条第2項)
- (7) 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。(法第15条第1項)
- (8) いじめの防止等に関する校内研修を企画・実施します。(法第18条第2項)
- (9) インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための対策の充実を図ります。(法第19条)
- (10) いじめ防止は、人権を守る取組であり、教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚を持って児童生徒の指導に当たります。

3 家庭における取組

- (1) 保護者は、子どもたちへの第一義的責任を有します。その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、児童生徒に対し規範意識を養うための指導その他必要な養育・指導を行うよう努めます。(法第9条第1項)
- (2) 保護者は、国、地方公共団体、学校設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めます。(法第9条第3項)

(3) 保護者は、いじめに関わる心配等がある場合には、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等との連携をとるよう努めます。

4 関係機関等の取組

児童生徒の健全な成長を願って取組を行う機関や団体等においても、いじめの防止等のための取組を推進します。

5 地域等の取組

いじめは、校外においても行われることもあり、その際には声をかけたり、学校へ連絡したりする等、地域として児童生徒を温かく見守る取組を推進します。

IV いじめへの対処に関する方針等

1 三朝町における取組

- (1) いじめに関する相談を受ける体制を充実させるとともに、相談窓口関係機関での連携を図ります。(法第16条第2項)
- (2) 学校におけるいじめ事案に対応するため関係機関が連携して「子どもの悩みサポートチーム」を編成し、専門性を発揮することで問題の解決を図ります。なお、チームを編成するに当たっては専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるように努めます。
- (3) いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の在籍する学校を所管する教育委員会が出席停止を命じることがあります。(法第26条)

2 学校における取組

- (1) いじめの早期発見のための定期的な調査を実施します。(法第16条第1項)
- (2) 在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無等の確認をしその結果を学校の設置者に報告します。(法第23条第2項)
- (3) いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、及び再発を防止するため、専門的な知識を有する方々の協力を得ながら、いじめを受けた児童生徒や保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行います。(法第23条第3項)
- (4) いじめを行った児童生徒については、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じます。(法第23条第4項)
- (5) いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起こらないよう配慮します。(法第23条第5項)
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。特に児童生徒の身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請します。(法第23条第6項)
- (7) 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、いじめを行った児童

生徒に対し適切に懲戒を加える場合があります。(法第25条)

V 重大事態への対処等

1 三朝町における取組

- (1) いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等、法第28条に規定する重大事態その他いじめが原因と考えられる児童生徒の重大な事故が発生した場合には、速やかに学校設置者又は学校の下に調査のための組織を設け、調査を行います。(法第28条第1項関連)
- (2) 町長は、学校から教育委員会を通じて(1)の重大な事故が発生した旨の報告を受け、必要があると認めるときは、「三朝町いじめ問題検証委員会」を設置し、(1)の調査結果について再調査を行う(法第30条第2項)とともに、第三者的な視点から、関係者の了解の下に、いじめの実態の検証・解決に取り組みます。
- (3) なお、(1)～(2)の組織を編成するにあたっては、適切にいじめ問題に対処する観点から、児童生徒やその保護者の意向を尊重しながら、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるように努めます。
- (4) (1)の調査の結果について町長が再調査を行った際は、その結果を議会に報告します。(法第30条第3項)
- (5) 重大事態の調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。(法第30条第5項)

2 学校における取組

- (1) いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等の場合には、学校設置者又はその学校は、調査のための組織を設け、速やかに調査を行います。(法第28条)
- (2) 重大事態が発生した際には、町教育委員会を通じて町長に報告します。(法第29条第1項、第30条第1項、第31条第1項)

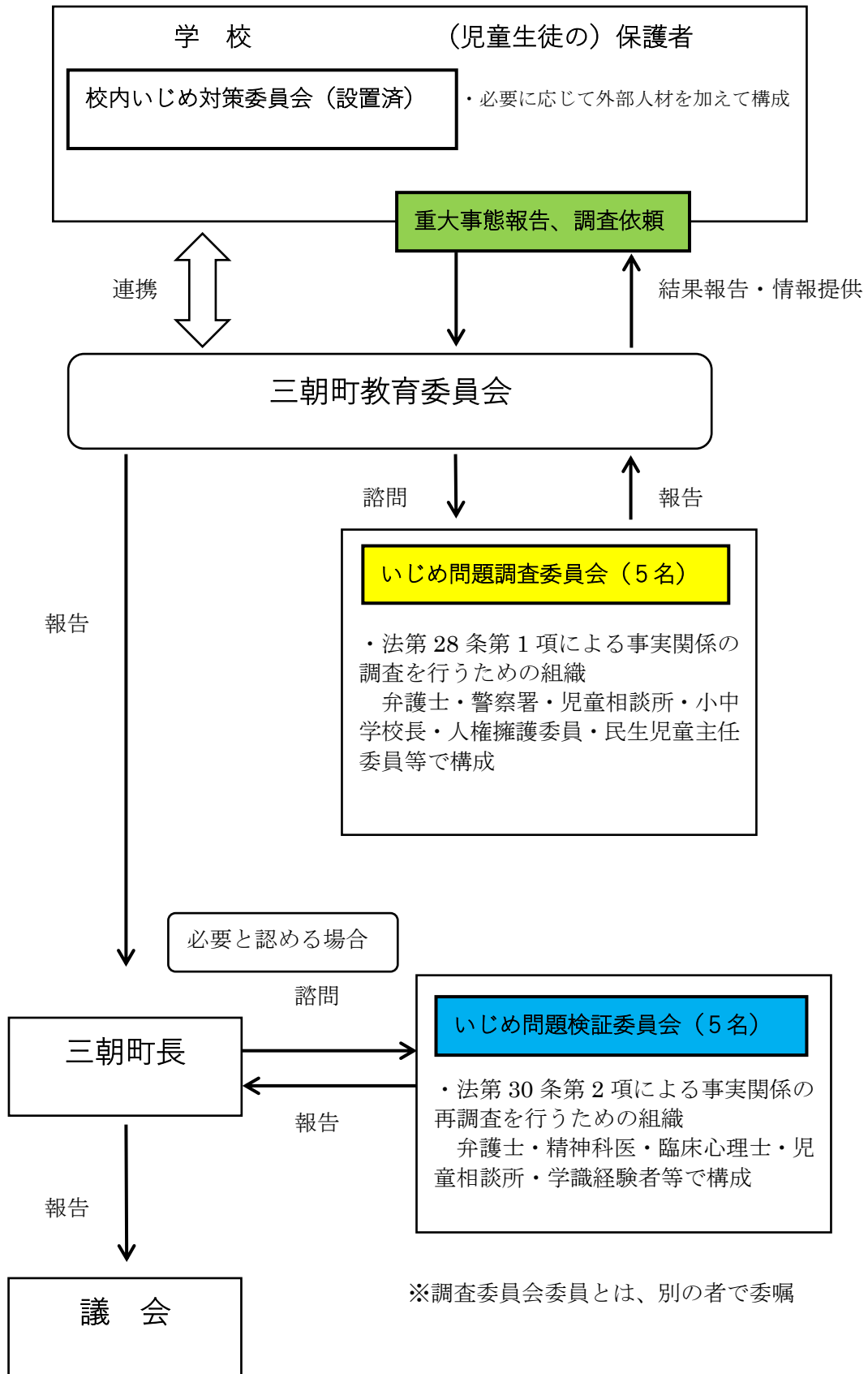
VI 取組の検証等

- 1 学校は、いじめの防止等に向けた取組について定期的に検証します。
- 2 町は、いじめの防止等に向けた取組の検証を随時行い、三朝町教育事業計画の主要課題に反映させながら、改善に努めます。

VII その他

町は、この町方針が教育現場において十分生かされるよう、鳥取県からいじめの防止等に関する資料や情報の提供を随時受けます。

重大事態に対する、いじめ防止対策推進法を踏まえた本町の対応フロー図



(趣旨)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、三朝町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が設置する三朝町いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という。)及び三朝町が設置する三朝町いじめ問題検証委員会(以下「検証委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法に定めるところによる。

(三朝町いじめ問題調査委員会の設置)

第3条 教育委員会は、法第28条第1項の規定に基づき、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、調査委員会を設置する。

(所掌事務)

第4条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) いじめの事実に関すること。

(2) いじめによる被害を受けた児童等といじめとの関係に関すること。

(3) いじめによる被害を受けた児童等が通う学校及び教育委員会、当該児童生徒の保護者等の対応並びに執るべき措置に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(組織等)

第5条 調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、その他教育委員会が適当と認める者のうちから、必要の都度、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に対する答申の提出までとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 調査委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 調査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 調査委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 調査委員会の事務局は、教育委員会事務局において処理する。

(三朝町いじめ問題検証委員会の設置)

第10条 町長は、法第30条第2項の規定に基づき、検証委員会を町に設置する。

(所掌事務)

第11条 検証委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 法第30条第1項の規定による報告に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

(準用)

第12条 第5条から第8条までの規定は、検証委員会について準用する。この場合において、これらの条中「調査委員会」とあるのは「検証委員会」と、「教育委員会」とあるのは「町長」と、読み替えるものとする。

(庶務)

第13条 検証委員会の事務局は、総務課において処理する。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、調査委員会又は検証委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれ教育委員会又は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和45年三朝町条例第3号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略